

令和3年度 「果物の消費に関する調査」実施要領（案）

1 目的

国民の健康増進と生活習慣病予防等を目的として、食生活指針の具体的な推進を図るため、1日当たりの各食品の適正な摂取量の目安が「食事バランスガイド」で示されている。この中で、果物については1日200gの摂取が目標となっているが、現状ではその半分程度にとどまっており、その拡大を図る必要がある。

これまで、果物の消費拡大を図るための基礎資料とするため、果物の摂取状況や摂取意識について経年調査を行ってきたところであり、令和2年度においては、果物の摂取状況や摂取意識の調査を引き続き行うとともに、新型コロナウイルスの感染が拡大したことに伴って、果物消費に影響があったかどうか等について調査を行ったところである。

令和3年度においても、果物の摂取状況や摂取意識の調査による果物の果物消費の実態の把握・分析を行うとともに、いまだ収束していない新型コロナウイルス感染の果物消費への影響やくだもの200グラムの認知度等を調査し、今後の消費拡大の効果的な推進の検討に資することとする。

2 実施方法

全国の消費者2,000人を対象に、Webアンケート調査により果物の消費行動等を把握して、階層別（性別、年齢別、果物の摂取頻度別、果物の摂取量別等）分析等を行い、摂取状況、摂取意識、消費行動等についてとりまとめる。

アンケート方法等は以下のとおり。

(1)調査客体

①首都圏・近畿圏

- ・対象地域：首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）及び近畿圏（大阪府、京都府）
- ・調査対象：上記都府県に居住する満20歳以上70歳未満の男女個人
- ・集計・分析者数：1,200名
- ・抽出方法：平成27年度国勢調査の調査対象都府県人口割合に応じ、性別、年齢層別に無作為抽出する。

②地方圏

- ・調査地域：
 - 地方都市：札幌市、仙台市、名古屋市、岡山市、福岡市（計5地域）
 - 農山漁村：東北地方、北陸地方、九州地方の町村部（計3地域）
- ・調査対象：上記各地域に居住する満20歳以上70歳未満の男女個人
- ・集計・分析者数：合計800名
- ・抽出方法：平成27年度国勢調査の地域別人口割合に応じて性別、年齢層別に無作為抽出する。

(2)調査方法

アンケート調査

(3)調査時期

令和3年10月～11月(予定)

(4)調査項目

果樹農業振興基本方針及び過去の「果物の消費に関する調査結果」等を踏まえ、調査目的に必要な調査項目を設定する。

調査項目は、受託者の提案を基に当協会との調整の上、決定する。

なお、調査項目等の提案に当たっては、下記のサイトに掲載している既存の調査結果、各種の普及・啓発資料等を参考にされたい。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/index-96.pdf>

<http://www.kudamono200.or.jp/booklet/index.html>

3 実施期間

令和3年6月～令和4年2月

4 報告書等の提出

調査分析結果をとりまとめた報告書（A4、150ページ程度）200部を令和4年2月末日までに当協会へ提出する。

また、当協会のホームページに掲載するため、報告書の電子媒体（CD-R等、ワード、エクセル使用）1部及び後日、当協会でもクロス集計が可能なデータファイルの電子媒体（CD-R等。ワード・エクセル使用）1部を提出する。

5 事業経費上限

2,850,000円（消費税を含む）

6 受託者の公募

上記の事業の実施を委託するため、当協会事業公募要領（以下「公募要領」という。）に従い、本業務を担うに適切な団体・機関等（以下「団体」という。）を公募する。

本事業に応募する者は、公募要領等に従い、令和3年6月11日(金)(必着)までに、別添応募書1部を当協会あて提出するものとする。

応募者に対しては、公募要領の審査委員会の開催に先立ち、事務局において事前ヒアリングを要請することがあり、これに出席しなかった場合は辞退したものと見なす。

なお、審査の結果、採択された場合は、速やかに委託契約を締結する。

7 事業内容についての問合せ先

公益財団法人中央果実協会

小森

(電話 03-3586-1381)